

## 船舶事故調査報告書

平成29年3月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年11月14日 05時30分ごろ
発生場所	広島県大竹市阿多田島北西方沖 阿多田港本浦中防波堤灯台から真方位289° 2.62海里（M） 付近 （概位 北緯34° 12.5′ 東経132° 15.9′）
事故の概要	漁船第十一誠運丸は、北進中、また、漁船第一明星丸は、北北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年11月15日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十一誠運丸、12トン HS2-1969（漁船登録番号）、有限会社粟田水産 B 漁船 第一明星丸、4.9トン HS3-42120（漁船登録番号）、個人所有 第270-40940号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船尾部外板に亀裂、漁ろう設備が脱落
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風速 約0.7m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：06時15分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、魚群探索の目的で、法定の灯火を表示し、阿多田島北西方沖の漁場を約13ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により北進していた。 船長Aは、魚群探知機及び4Mレンジとしたレーダーを使用し、右舷方2M付近に視認した他船団に所属する魚群探索船の動向を気にしながら魚群探索を続けていたところ、衝撃を感じた。 B船は、船長B及び甲板員1人が乗り組み、トロールによる漁ろうに従事していることを示す灯火を表示し、えい網しながら阿多田島西方沖を約2～2.5knの速力で手動操舵により北西進していた。 船長Bは、阿多田島北西方沖に至り、後方を見て、船舶を見掛けなかったため、針路を北北東方に向けてえい網を続けていたところ、衝撃を感じた。
分析	A船は、船長Aが、右舷方の魚群探索船に注意を向け、前方の見張

	<p>りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、接近する船舶はいないものと思い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、阿多田島北西方沖において、A船が北進中、B船が北北東進中、船長A及び船長Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、互いに接近する相手船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>